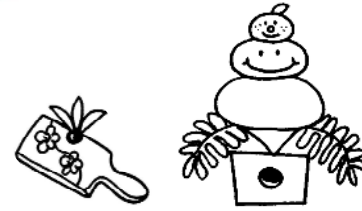


川俣町災害対策本部からのお知らせ



H28.1.1
No.145

応急仮設住宅の募集停止について

原子力災害により避難指示区域に居住地がある世帯で、自力で住宅を確保することが困難な世帯を対象に応急仮設住宅への入居者を募集していましたが、平成27年12月31日で入居募集を終了いたします。

入居停止団地： 農村広場仮設住宅（川俣町大字東福沢字坊ノ入 1-1）
体育館仮設住宅（川俣町大字東福沢字万所内山 2-3）

応急仮設住宅の備付け物品の譲与について

農村広場及び体育館仮設住宅の募集停止に伴い、被災者の生活再建を支援するため仮設住宅の備付け物品を譲与します。

- 対象者**：①応急仮設住宅に入居し、当該応急仮設住宅の物品を使用していた被災者等であって住宅再建等により退去する方
②川俣町に係る被災者等で住宅再建等を行った方（①以外の者）
③過去の退去者が譲渡を受けることも可能だが、最終退去者を優先する。

譲与物品：エアコン、照明器具、カーテン、物置、消火器、その他知事が認めるもの

※譲与する上で3つの条件があります。

- ①福島県と譲与する相手方との間で、物品譲与契約を締結。
- ②当該譲与物品は現状有姿のまま譲与し、隠れた瑕疵等があっても、福島県はその責めを負わない。
- ③譲与物品の取外し、持ち出しは、福島県の指定する日まで、譲与を受けた者が、自己責任で自らの費用で実施。

詳細については下記までお問い合わせください。

【問い合わせ】

原子力災害対策課 住民支援係 電話 566-2111 内線 1702・1703・1713

山木屋地区でそばを栽培される方に種を提供いたします。

仲ノ内そば会

今年、山木屋地区でそばの実証栽培を行った結果、吸収抑制対策によって安全なそばの実を収穫できる事が確認されました。山木屋の農地で新たにそばを栽培する方に、収穫したそばの実（10kg×3口）を作付用に、提供させていただきますので、ご希望の方は下記までご連絡下さい。

先着順とし、無くなり次第終了とさせていただきます。

【申し込み先】仲ノ内そば会（村上） 電話 090-8424-1575

自主避難世帯対象 福島県ふるさと住宅移転(引越し)補助金について

東日本大震災及び福島第一原子力発電所における事故により、自主避難者の借上住宅等に入居されていた方が、自宅・購入住宅等に移転するために要した費用について、福島県が補助金を交付します。複数回引越しされている場合は、直前の引越しが対象となります。

- 【補助額】 ■県外→県内 10万円(単身5万円)
■県内町外→町内5万円(単身3万円)

- 【対象となる方】・自主避難者の借上住宅等に居住していた世帯
・自宅、購入住宅、賃貸住宅等への移転が完了した世帯
※平成27年12月6日までに移転が完了している場合は、これまでに借上住宅等に居住していた期間が2年を超える世帯のみが対象です。
※これから移転される場合は、移転後3カ月以内の申請が必要となります。

【お手続きの流れ】

- ① 「**応急仮設住宅等退去確認書**」をお求めいただき、記入してください。
様式は、福島県ホームページか川俣町原子力災害対策課にてお求めください。
- ② 川俣町原子力災害対策課に次の書類を提出し、確認を受けてください。
 - ・「**応急仮設住宅等退去確認書**」
 - ・借上住宅等の契約書、借上住宅等の退去申出書の写し
(お手元がない場合、避難先自治体への確認にお時間をいただきます)
 - ・返送用の封筒と必要な額の切手
- ③ ②がお手元に届きましたら、**福島県避難者支援課**に次の書類を郵送ください。
 - ・自宅等移転完了報告書県補助金交付申請書(第1号様式)
 - ・②で確認を受けた書類一式(第2号様式)
 - ・補助金の入金口座が確認できる預金通帳の写し
 - ・移転後の公共料金領収書の写し(第3号様式)



【問い合わせ】

被災者のくらし再建相談ダイヤル 電話 0120-303-059 (平日9:00~17:00)
福島県避難者支援課 電話 024-521-8306・8034 (平日8:30~17:15)

川俣町主催 生活安心サポート —原子力損害賠償等・法律無料相談会

福島県弁護士会による無料相談会を実施します。

日時：平成28年2月27日(土)13:00~18:00

場所：川俣町保健センター 多目的ホール

対象者：山木屋地区の方、自主避難の方、
原子力損害賠償等で相談したい方等

個別相談は1回60分以内、継続相談も無料です!

事前予約制 平成28年2月24日(水)夕方まで、
電話等で予約をしてください。

【問い合わせ・申込(事前予約)窓口】

原子力災害対策課 住民支援係(平日8:30~17:00)
電話 566-2111 内線 1702・1703

空間線量計の貸し出しについて

貸し出しをご希望される方は、身分証明書(運転免許証、健康保険証等)をご持参のうえ、原子力災害対策課までお越しください。ハンディタイプの空間線量計と、簡単な取り扱い説明書をお貸しします。

休日等の閉庁日は町中央公民館宿直室にて、貸し出し・返却業務を行っています。

- 貸出期間：当日を含め8日間
- 受付時間：(平日)8:30~17:15

【問い合わせ】

原子力災害対策課 住民支援係
電話 566-2111 内線 1703

川俣町新中町に建設する復興公営住宅の再募集について

川俣町では、原子力災害により避難指示を受けている方が入居できる40戸の復興公営住宅を新中町地内に整備しています。建設完了後入居していただくための申込みを受け付けますので、お知らせいたします。なお、対象となる方には入居募集のご案内をお送りいたします。

- 募集対象： ①居住制限区域（山木屋地区乙8区）及び子育て世帯（山木屋地区の乙8区以外の行政区）の方
②避難指示解除準備区域（山木屋地区乙8区以外）の方
※上記①の方の申し込みが最優先されます。
- 募集戸数：16戸（木造2階建て、2戸1棟式）
※建設40戸のうち24戸は、第一次募集で応募済み
- 募集期間：平成28年1月15日（金）～1月29日（金）
- 申込方法：持参（土日祝日を除く）または郵送（締切日消印有効）
- 提出書類： ①入居予定者選考申込書
②住民票（申込み時点で住民票が川俣町にない方）
③子育て世帯であることが確認できる書類
（※子育て世帯のみ 母子手帳、健康保険証の写し等）

【問い合わせ】受付時間（平日8:30～17:00）

原子力災害対策課 住民支援係 電話 566-2111 内線 1702・1703

●9月豪雨による宅地関連・農地、農業用施設災害復旧事業●

1 対象となる災害 平成27年9月関東・東北豪雨による被害

2 対象要件及び対象者

宅地関連	対象要件	① 住宅、蔵、物置、車庫（カーポートも含む）等の建物 ② 現に住んでいる住宅（外便所、外風呂を含む）が建っている敷地及び取り付け道路（木戸道） ※1建物には、門扉、ブロック塀、フェンス等の構造物は含みません。 ※2井戸、ボイラー、浄化槽等も対象となりません。 ※3①と②双方に被害がある場合は、別々な申請となります。
	対象者	○ 平成27年9月10日に川俣町に住所を有し、現在も居住している方。 ○ 空家を随時使用している所有者（空家の所在する行政区長の証明書を添付）
農地、農業用施設	対象要件	① 農地（耕作の目的に供されている土地） ② 農業用施設（農地の利用又は保全上必要な公共用施設）
	対象者	○ 平成27年9月10日に川俣町に住所を有し、現在も居住している方。 ○ 川俣町に農地を所有し耕作または保全管理をしている方。

3 補助金の対象、補助率及び補助金額

補助対象経費	工事費、資材費、重機借上費及び人夫費の合計額が2万円以上の場合	
補助率及び補助金額	◆補助率 補助対象経費（事業費）の合計額の3分の2	◆補助金額 補助対象経費（事業費）が2万円以上100万円未満の場合 補助金の上限額30万円 補助対象経費（事業費）が100万円以上の場合 補助金の上限額50万円

4 ご用意いただくもの

- 修繕費等の見積書または請求書【内訳の分かるもの】（※申請者は世帯主です。）
- 領収書（※世帯主宛） ●認印 ●修繕前と修繕後のお写真

《申請期限》
平成28年
3月31日(木)

前号まで【ご用意いただくもの】の中に記載しておりました「通帳（及び通帳の写し）」は削除いたしました。ただし、補助金交付請求書には『金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人（フリガナ）』の記入が必要となりますので、お間違いのないようお願いいたします。

宅地関連【問い合わせ・申込窓口】総務課 消防交通係 電話 566-2111 内線 1104
農地・農業用施設【問い合わせ・申込窓口】産業課 農林係 電話 566-2111 内線 1503

モニタリングポスト放射線量測定結果表

値：マイクロシーベルト/時

No	地区	測定地点 高さ 1m	測定月日		No	地区	測定地点 高さ 1m	測定月日	
			12・7	12・18				12・7	12・18
1	川 俣	川俣幼稚園 (50cm)	0.12	0.11	41	飯 坂	飯坂 やまゆり保育所(50cm)	0.11	0.12
2		川俣 すみよし保育園 (50cm)	0.09	0.09	42		飯坂水境(飯館村境界)	0.43	0.41
3		川俣小学校 (50cm)	0.10	0.11	43		飯坂入組集会所	0.22	0.23
4		川俣南小学校 (50cm)	0.15	0.12	44		飯坂中道団地(50cm)	0.09	0.10
5		川俣南幼稚園 (50cm)	0.12	0.12	45	大 綱 木	大綱木公民館	0.13	0.13
6		川俣中学校	0.09	0.10	46		大綱木境木トンネル前	0.28	0.29
7		川俣町中央公民館	0.14	0.13	47		大綱木下組集会所	0.23	0.23
8		川俣町役場	0.11	0.11	48	小 綱 木	小綱木公民館	0.11	0.13
9		川俣 わいわいクラブ (50cm)	0.11	0.10	49		小綱木仲田多目的集会所	0.12	0.11
10		川俣大作児童遊園 (50cm)	0.14	0.13	50		小綱木消防コミュニティーセンター	0.18	0.18
11		川俣町中央公園	0.20	0.21	51	山 木 屋	山木屋 3 区 戸草集会所	0.11	0.12
12		川俣壁沢団地(50cm)	0.08	0.08	52		山木屋乙 8 区コミュニティーセンター	0.54	0.53
13		川俣七窪団地(50cm)	0.11	0.11	53		山木屋 9 区 田代集会所	0.15	0.18
14		川俣賤ノ田団地(50cm)	0.11	0.11	54		山木屋駐在所	0.17	0.17
15	富 田	鶴沢 富田小学校 (50cm)	0.12	0.13	55		山木屋 4 区コミュニティーセンター	0.18	0.19
16		鶴沢 富田幼稚園 (50cm)	0.09	0.10	56		山木屋小学校(50cm)	0.22	0.21
17		鶴沢公民館	0.14	0.16	57		山木屋中学校	0.16	0.17
18		鶴沢 道の駅川俣	0.14	0.13	58		山木屋笹世戸山(国道 114 号沿)	0.41	調整中
19		ふもとがわ団地(50cm)	0.22	0.20	59		山木屋行合道交差点(国道 114 号沿)	0.54	0.55
20		小神公民館	0.11	0.10	60		山木屋水境(浪江町境界)	1.03	1.04
21		川俣町体育館	0.15	0.16	61		山木屋田代・羽附境(浪江町境界)	0.22	0.25
22		東福沢 農村広場	0.17	0.18	62		山木屋下田代(二本松市境界)	0.19	0.18
23		西福沢 福沢公民館	0.23	0.22	63		山木屋大沢山(国道 114 号沿)	0.30	0.33
24		西福沢 川俣町美術館	0.11	0.11	64	山木屋長橋	0.22	0.23	
25	福沢栗和田コミュニティーセンター	0.15	0.14	65	山木屋比曾境(飯館村境界)	0.64	0.77		
26	福沢西方コミュニティーセンター	0.24	0.22	66	山木屋木ノ間山	1.09	1.05		
27	福 田	羽田 福田小学校(50cm)	0.12	0.12	67	山木屋 1 区集会所	0.26	0.26	
28		羽田 福田幼稚園(50cm)	0.14	0.13	68	山木屋甲 2 区集会所	0.35	0.35	
29		羽田 福田公民館	0.08	0.09	69	山木屋乙 2 区集会所	0.35	0.35	
30		秋山集会所	0.12	0.13	70	山木屋 5 区集会所	0.26	0.26	
31		秋山駒ザクラ休憩所	0.22	0.22	71	山木屋 7 区多目的集会所	0.24	0.22	
32		秋山板橋(霊山町境界)	0.17	0.18	72	山木屋甲 8 区集会所	0.22	0.21	
33	小 島	小島公民館	0.09	0.09	73	JA 新ふくしま山木屋支店	0.25	0.23	
34		小島下ノ町集会所	0.25	0.25	小綱木地区測定月日		12・1	12・15	
35		小島水境山(月館町境界)	0.54	0.52	74	小 綱 木	長 滝 / 路 上 端(舗装上)	0.38	0.36
36		小島田代コミュニティーセンター	0.16	0.17	75		若 松 / 用 水 路(草地上)	0.28	0.24
37	小島小ヶ坂集会所	0.22	0.22	76	東大柴 / 路 上 端(舗装上)		0.58	0.56	
38	飯坂小学校 (50cm)	0.13	0.12	77	菅立目路上端(草地上)		0.41	0.41	
39	飯 坂	飯坂 川俣高校	0.09	0.10	※川俣町ホームページでは、10分毎の測定が確認できます。				
40		飯坂 峠の森自然公園	0.12	0.12					

【記事に関する問い合わせ】 原子力災害対策課 住民支援係 電話 566-2111 内線 1702・1703

水道水放射性物質検査結果

町の上水道、簡易水道(飯坂地区)の放射性物質検査を毎週火曜日に行っていますが、放射性ヨウ素・放射性セシウムは検出されていません。

◇放射性セシウムの新基準値(平成 24 年 4 月 1 日より)

飲料水：10 ベクレル/キログラム

採 水 日	放 射 性	放 射 性
12/8	ヨウ素	セシウム
上 水 道	※検出せず	※検出せず
簡 易 水 道	※検出せず	※検出せず

【検査機関】 福島県衛生研究所

【検出限界値】 1 ベクレル/キログラム

※「検出せず」とは、測定結果が検出下限値を下回ったことを示しています。

【問い合わせ】 建設水道課 水道室 電話 566-2111 内線 1604・1605

みなさまのおかげで除染は進んでいます

町では、宅地等の境界から 20m 範囲に含まれる山林等の除染を実施しました。
みなさまのご協力に感謝申し上げます。

なお、除染作業を実施していない「宅地」や「山林(宅地等の境界 20m)」等がありましたらお知らせください。

○平成 24 年度宅地等除染対象工区

(12月15日(火)現在)

対象箇所数	除染(山林等) 辞退箇所数	除染(山林等) 実施状況
1,540	25	完了しました(辞退箇所除く)

【問い合わせ】原子力災害対策課 除染対策係 電話 566 -2111 内線 1705

食品のまるごと放射能検査の受付について

川俣町内にお住まいの方を対象に食品を細かく刻まないで測る、まるごと放射能検査の受付を行っています。

受付用電話番号	024-566-2740 または ※必ず、検体持込時の説明を受けて下さい。 090-9748-8366
受付時間	午前 9 時 00 分から 12 時 00 分 午後 1 時 00 分から 5 時 00 分
持込時間	午前 10 時 00 分から 11 時 40 分 午後 1 時 00 分から 4 時 10 分
場所	春日診療所 1 階 食品モニタステーション(入口:北側)
測定時間	1 検体あたり 10 分(お越しただいでから測定結果をお渡しするまでは 20 分程度)
検出下限値	セシウム 134 と 137 の合計で 25Bq/kg 以下
必要量	500g から 2kg まで

※ 土、日、祝・休日および年末年始はご利用できません。

【問い合わせ】原子力災害対策課 住民支援係 電話 566 -2111 内線 1703

原子力災害対策課からの食品に関するお知らせ

◎ 食品のアク抜きなどに使う灰について

アク抜き処理によって、食品に含まれる放射性物質の量が低減する事があります。（※1 参照）

しかし、灰そのものに放射性物質が多く含まれる場合は、食品にその放射性物質が移ってしまい、逆に食品の放射能の濃度を上げてしまいます。

そのため、下記に示す対象の薪及び木炭等（以下薪等）の燃焼によって生じた灰を、食品の加工及び調理（製麺、アク抜き、凝固剤等）に用いないでください。（※2参照）

対象の薪等

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び新潟県
上記 17 都県から採取される原料、採取された原料から生産された薪等、及び 17 都県で保管された薪等。

※なお、次に示すものは対象外になります。

① 平成 23 年 3 月 11 日以前に生産され、シートをかける等風雨にあてない状態で保管されていた薪等。

② 平成 23 年 3 月 12 日以降に生産された薪等であって、原料の全量が下記の（ア）（イ）のいずれかに該当し、シートをかける等風雨にあてない状態で保管され、かつその原料により生産された薪等についてもシートをかける等風雨にあてない状態で保管されたもの。

（ア）平成 23 年 3 月 11 日以前に採取されたもの （イ）17 都県以外の地域において採取されたもの

※1：福島県ホームページ：[平成 25 年度放射性物質関連研究成果発表会要旨](http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/life/110976_210768_misc.pdf)

http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/life/110976_210768_misc.pdf

※2：林野庁ホームページ：[薪、木炭等の燃焼により生じる灰の食品の加工及び調理への利用自粛について](http://www.rinya.maff.go.jp/j/press/tokuyou/pdf/120210_1-01.pdf)

http://www.rinya.maff.go.jp/j/press/tokuyou/pdf/120210_1-01.pdf

ご自宅で発生した灰（野焼き等で発生した灰は除く）を町で収集・処分しています

◎ 収集する灰

● 一般家庭で薪ストーブや風呂焚きなどの燃料として薪を使用した際に発生したもの。

◎ 収集する方法

- 灰を資源専用袋に入れて、役場の町民税務課までご持参ください。（閉庁日・閉庁時間を除く。）
- 飛散しないように、口をしっかりと縛ってください。
- 火が完全に消え、冷めた状態であることを確認してください。

【問い合わせ】町民税務課 生活環境係 電話 566-2111

食品に関わる食外品の放射能測定も行っておりますので、ご利用ください。

受付箇所：原子力災害対策課（保健センター内） ※他の検査所（公民館等）では受付できません。

◎ 受付時にサーバイメータ等にて簡易な測定をします。

【重要】放射能濃度が著しく高いと思われる依頼物は、測定環境に悪い影響を与えてしまうため受付出来ません。

測定できるもの	ご留意いただきたいこと
農作物栽培用の土壌	<ul style="list-style-type: none">● 耕した深さ等を考慮し、採取する深さは、15cm から 30cm 程度としてください。● 石や草木などはなるべく取り除いてください。● なるべく乾燥させて持参してください。● 1L 以上を袋・容器など（タッパーなど封ができるものが望ましいです）に入れてお持ちください。
灰（食品の加工・調理用）	<ul style="list-style-type: none">● 乾燥状態で 1L 以上の量が必要になります。
肥料類（稲ワラ・モミガラ除く）	<ul style="list-style-type: none">● 1L 以上を袋・容器など（タッパーなど封ができるものが望ましいです）に入れてお持ちください。

・ 土壌や灰は食品のような基準値はありません。（肥料は 400Bq/kg）

・ 本来は食品より専門的な採取方法と前処理が求められており、それには専門的技術及び機器等が必要なことから、これらの測定は参考扱いとなります。（結果をもとに使ってよいかどうかの判定はできません。）

・ 測定結果は、流通を目的とした各種証明等には使用できません。

・ 依頼品は保管および廃棄ができないため返却します。回収をお願いします。

【問い合わせ】原子力災害対策課 住民支援係 電話 566-2111 内線 1703・1713